# 仕　様　書

1　数量等

| 件名 | 物件所在地 | 予定数量 |
| --- | --- | --- |
| 電線屑類（被膜等有）の売却 | 愛知県尾張西部浄水場（一宮）<br>一宮市上祖父江字南外山 271 | 約 5,000kg |

※　電線屑は被膜等付着物を含めた総重量である。また、数量は概算によるものであり、実際の代金の根拠及び引渡す電線屑類の数量は、計量した際の数量とする。

2　売却条件

（１）買受人は、物件の積込、搬出、計量等作業を契約期間内に完了できるものであること。

（２）買受人は、物件を計量するために積込及び搬出をし、その積込、搬出、計量等その他一切の経費は買受人の負担とし、搬出時に預り証（様式第 8 号）を提出する。また、計量後は、速やかに計量証明書を県に提出する。

（３）買受人は、売買契約書第１条（３）による売買単価に数量を乗じた売買代金を、県の発行する納入通知書により指定された期日までに出納取扱金融機関（三菱ＵＦＪ銀行本支店）に納入するものとする。納入後速やかに受領書（様式第 9 号）に領収書（写）を添えて提出すること。

　なお、買受人は、この支払いを遅延したときは、年 2.5%の遅延利息を県に支払う。ただし、天変地異その他やむを得ない理由によると県が認めた場合は、この限りでない。

　遅延利息に 100 円未満の端数があるとき、又は遅延利息が 100 円未満であるときは、その端数金額またはその遅延利息は徴収しないものとする。

（４）物件の所有権は、売買代金の納入が確認されるまで県が留保するものとし、その間は、買受人が物件を無償で保管する。

（５）本物件は、稼働中の浄水場内にて保管しているため搬出に必要となる作業機材・重機等・搬出トラックの使用において制限される場合がある。また、重機・搬出用トラック等を浄水場内で移動する場合、鉄板等により必要に応じて浄水場内通路等を保護しなければならない。油の漏洩などにも十分注意すること。

3　その他

（１）積込、搬出等の作業は、履行期間中の日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規程する祝日及び双方協議により定めた日を除く。）の午前９時から午後５時までの間に行うこと。

（２）買受人は、物件の積込、搬出等にあたっては、すべて県の職員の指示監督に従って行うこと。

（３）原則、計量場所まで県の職員が同行することとする。